

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

【行政職給料表（一）】

級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階																																																																											
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階																																																																									
1級	主事又は技師の職務	34	33.7	主事	27	51	50.5	係員級																																																																									
				技師	7				2級	主任又は技術主任の職務	17	16.8	主任	13	9	8.9	主査級	技術主任	4	3級	1 係長の職務 2 主幹の職務もしくは職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	15	14.9	主査	9	6	5.9	係長級	主幹	6	係長	0	4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長の職務又は職務の複雑、困難な責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	3	3.0	係長	3	3	3.0		5級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	14	13.9	課長補佐	13	14	13.9	課長補佐級	室長補佐	1	6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同じ程度のものとして長が規則で定める職の職務	15	14.9	課長	11	18	17.8	課長級	局長	1	室長	1	副参事	2	7級	重要な業務を掌握する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	3	3.0	課長	3					合計	101	100	
2級	主任又は技術主任の職務	17	16.8	主任	13								9	8.9				主査級																																																															
				技術主任	4				3級	1 係長の職務 2 主幹の職務もしくは職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	15	14.9			主査	9	6		5.9					係長級	主幹	6	係長		0	4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長の職務又は職務の複雑、困難な責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	3	3.0	係長	3	3	3.0		5級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	14	13.9	課長補佐	13	14	13.9	課長補佐級	室長補佐	1	6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同じ程度のものとして長が規則で定める職の職務	15					14.9	課長				11	18	17.8	課長級	局長	1	室長	1	副参事	2	7級	重要な業務を掌握する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	3	3.0	課長	3				
3級	1 係長の職務 2 主幹の職務もしくは職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	15	14.9	主査	9	6	5.9	係長級																																																																									
				主幹	6								係長	0	4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長の職務又は職務の複雑、困難な責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	3	3.0	係長	3	3	3.0			5級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	14	13.9	課長補佐	13	14	13.9	課長補佐級	室長補佐	1	6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同じ程度のものとして長が規則で定める職の職務	15	14.9	課長	11	18	17.8	課長級	局長	1	室長	1	副参事				2	7級	重要な業務を掌握する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	3		3.0	課長	3								合計	101	100											
				係長	0	4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長の職務又は職務の複雑、困難な責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務		3	3.0	係長	3	3	3.0		5級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	14	13.9	課長補佐	13	14	13.9	課長補佐級					室長補佐	1				6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同じ程度のものとして長が規則で定める職の職務					15	14.9				課長	11	18	17.8	課長級				局長	1	室長	1		副参事	2	7級	重要な業務を掌握する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	3				3.0	課長	3					合計	101	100						
4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長の職務又は職務の複雑、困難な責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	3	3.0	係長	3	3	3.0																																																																										
5級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	14	13.9	課長補佐	13	14	13.9	課長補佐級																																																																									
				室長補佐	1				6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同じ程度のものとして長が規則で定める職の職務	15	14.9	課長	11	18	17.8	課長級	局長	1	室長	1	副参事	2	7級	重要な業務を掌握する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	3	3.0	課長	3							合計	101	100																																											
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同じ程度のものとして長が規則で定める職の職務	15	14.9	課長	11	18	17.8	課長級																																																																									
				局長	1																																																																												
				室長	1																																																																												
				副参事	2																																																																												
7級	重要な業務を掌握する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	3	3.0	課長	3																																																																												
	合計	101	100																																																																														

※ 「%」の値は、「等級」ごと又は「段階」ごとの値の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

※ 職員数には、暫定再任用職員を含んでいます。

※ 職員数には、労務職給料表適用者を含んでいません。